

石垣市一般廃棄物処理基本計画見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年石垣市条例第82号)に基づき策定された石垣市一般廃棄物処理基本計画について、一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(環整第95号)に基づき、5年ごとの見直しを行うとともに、容量が残りわずかとなった一般廃棄物最終処分場の今後について検討することを目的とし、上位計画との整合を図りつつ、社会経済情勢の変化に応じ、実効性、実現性のある確実な計画を策定するために石垣市一般廃棄物処理基本計画見直し検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市における一般廃棄物に関する取り組み状況及び市民の意向を把握し、石垣市一般廃棄物処理基本計画の見直し案について市長に答申する。

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市長が指定する関係団体の推薦する者 9人以内

(2) 市職員 3人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から第2条の規定による答申をした日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員等への報酬は、支給しないこととする。

(関係者の協力)

第8条 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民保健部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第2条の規定による答申をした日限り、その効力を失う。